

## ◎令和3年度 市県民税の主な変更点について

### ○給与所得控除および公的年金等に係る雑所得の控除から基礎控除への振替について

→働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援する「働き方改革」を後押しする観点から特定の収入がある方のみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ、基礎控除の控除額が、10万円引き上げられます。

#### ◆給与所得控除の改正

- ・給与所得控除の10万円引下げ、基礎控除に振替られます。
- ・控除額の上限が適用される金額の引き下げ(1,000万円→850万円)
- ・控除額の上限額を220万円→195万円に引き下げ

給与等の収入額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円 から 1,618,999円	給与等の収入額-550,000円
1,619,000円 から 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 から 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 から 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 から 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 から 1,799,999円	給与等の収入額を「4」で割って千円未満を切り捨てる(算出額A) $A \times 2.4 + 100,000$ 円で求めた金額
1,800,000円 から 3,599,999円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円で求めた金額
3,600,000円 から 6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円で求めた金額
6,600,000円 から 8,499,999円	給与等の収入額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円で求めた金額
8,500,000円以上	給与等の収入額-1,950,000円で求めた金額

#### ◆公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除に振替られます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に、195.5万円の上限設定がされます
- ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額に応じて控除額が引き下げられます。(1,000万円超の方)

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	1,299,999円まで	収入金額-600,000円	収入金額-500,000円	収入金額-400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 $\times 75\%$ -275,000円	収入金額 $\times 75\%$ -175,000円	収入金額 $\times 75\%$ -75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 $\times 85\%$ -685,000円	収入金額 $\times 85\%$ -585,000円	収入金額 $\times 85\%$ -485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 $\times 95\%$ -1,455,000円	収入金額 $\times 95\%$ -1,355,000円	収入金額 $\times 95\%$ -1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
65歳以上	3,299,999円まで	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額 $\times 75\%$ -275,000円	収入金額 $\times 75\%$ -175,000円	収入金額 $\times 75\%$ -75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額 $\times 85\%$ -685,000円	収入金額 $\times 85\%$ -585,000円	収入金額 $\times 85\%$ -485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額 $\times 95\%$ -1,455,000円	収入金額 $\times 95\%$ -1,355,000円	収入金額 $\times 95\%$ -1,255,000円
	10,000,000円以上	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円

#### ◆所得金額調整控除の創設について

##### ①子育て世帯等に対する所得金額調整控除について

→給与収入が850万円を超える方で、次の条件のうちいずれかに該当する方は、給与所得金額から下記の額が控除されます。

○年齢23歳未満の扶養親族を有する場合

※扶養控除と異なり、要件を満たす場合は、同一の扶養親族について重複して適用を受けることができます。

○本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のうち、特別障害者に該当する方がいる場合

控除額:(給与収入金額(上限1,000万円)-850万円)  $\times 10\%$

##### ②給与収入と公的年金等に係る雑収入の双方を有する場合の所得金額調整控除について

→給与収入と公的年金等に係る雑収入の双方がある方について、控除額引き下げの影響が重複しないよう、給与所得金額(子育て世帯等に対する所得金額調整控除後の額)から下記の金額が控除されます。

これにより引き下げられる控除額は、最大で10万円となります。

控除額:給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)-10万

◆基礎控除の改正について

- ・基礎控除金額が10万円引き上げられました。
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で逓減し、2,500万円超の場合は適用外となります。

合計所得金額	令和2年度	令和3年度以降
2,400万円以下		43万円
2,400万円超 2,450万円以下	33万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	33万円	15万円
2,500万円超	33万円	なし

○ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

→全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、未婚のひとり親について、婚姻歴のあるひとり親の方と同様の控除等を受けることができますようになります。

◆ひとり親控除の対象となる人の範囲

- (1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと
- (2) 生計を一にする子がいること  
(※この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。)
- (3) 合計所得金額が500万円以下であること。

ひとり親控除控除額: 30万円(住民税)

※ひとり親に該当せず、下記の要件に該当する方は、「寡婦控除」を適用することができます

◆寡婦控除の対象となる人の範囲

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
- (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。

※「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。

寡婦控除控除額: 26万円(住民税)

○非課税基準額の変更

◆均等割・所得割が課税されない方の合計所得金額

	令和2年度	令和3年度以降
扶養親族等なし	34万5千円以下	44万5千円
扶養親族等あり	34万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+16万2千円以下	34万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+16万2千円+10万円以下
障害者・未成年者 寡婦・寡夫・ひとり親	125万円以下	135万円以下

◆所得割が課税されない方の合計所得金額

	令和2年度	令和3年度以降
扶養親族等なし	35万円以下	45万円以下
扶養親族等あり	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+32万円以下	35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+32万円+10万円以下